産業厚生常任委員会所管事務調査報告書

第1 調査事項

子育て支援について

第2 調査期日及び場所

平成28年 7月13日 総合福祉センター総合調整室

8月 9日 旭川市

8月10日 鷹栖町

11月24日 委員会室

第3 参加者

委員長 中村 貢

副委員長 森本 真隆

委員清水秀雄 大西米明 出村 寛

議 長 加納 三司

保健医療福祉センター長 山中 雅弘

保健福祉課 課長 大森三官子、主幹 三島 裕子、担当主香 吉川 千鶴

子ども課 課長 金森秀文、指導主幹 本田久美子、総務係長 川岸滋一、技術主任 佐藤仁美

国保病院 院長 池田 和雄

旭川NPOサポートセンター 理事 吉田清美

鷹栖町健康福祉課 課長 新田信幸、子育て支援係長 藤田、子育て支援係 工藤 事務局 事務局長 寺田 和也 総務係長 藤内 和三

第4 調査の経過

国や地方の超少子・高齢社会と人口減少問題は大きな課題となっており、国は"まち・ひと・しごと創生法"に基づく長期ビジョンと総合戦略を示した。本町では"士幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略"で定めた事業群を"第6期町づくり総合計画"の重点施策として緊急的に取り組むとされた。

人口減少に歯止めをかけるべく重点施策のひとつである子育て支援に係る各種事業については、保健福祉課、子ども課が中心となり実施しているところである。

委員会では、子育て支援施策の不妊治療費助成制度、乳幼児医療費助成制度、産後・1 ヶ月児健診扶助事業、保育料多子世帯軽減、一時保育促進事業助成金、病児・病後児保 育の6事業について、内容と実態等について調査をするため、担当課に赴き話しを聞く とともに、病児保育に関して国保病院長にも話しを伺った。

また、管外でファミリーサポート事業による病児保育を実施している旭川NPOサポートセンター、子育て支援センターを中心とした子育て施策について鷹栖町に伺い各種事業の内容と実態について調査を実施した。

第5 調査の概要

- 保健福祉課
- (1) 特定不妊治療費助成制度
 - 目 的 次世代育成支援の一環として、不妊症の治療を行っている町民の経済的負担の軽減を図る。
 - 内 容 道特定不妊治療費助成事業実施要綱に定められた対象者の内、町内に在住 する婚姻関係が確認できる夫または妻を対象に特定不妊治療に要した費用の 一部を助成

補 助 町単独補助(道補助の上乗せ)

扶助費 平成22年度から開始。体外受精採卵は1回10万円まで、凍結卵移植は 1回5万円まで助成、対象範囲は道の要綱と同様。(ないとき)妻の年齢が 40歳未満は通算助成回数は6回まで、道は体外受精採卵は1回15万円まで、 ただし、初回に限り30万円まで、凍結卵移植等は7万5千円まで、夫婦の所 得制限730万円未満)平成28年度から男性も対象として拡大。

年 度	予算額	実 績
平成25年度	900千円	3人 408千円
平成26年度	900千円	2人 200千円
平成27年度	900千円	1人 50千円
平成28年度	1,300千円	

(2) 産後・1か月児健康診査費助成

- 目 的 乳児の健やかな成長に資すること並びに母親の子育て不安の軽減、産後の 健康状態と乳児の健康状態を把握する。
- 内 容 町内に住所を有する産後健診と1か月児健康診査を受診した母子を対象 に、産後健診及び1か月児健康診査に要した費用の一部を助成。

補 助 町単独補助

扶助費 平成28年度から開始。産後健診及び1ヶ月児健康診査費用の合計額が 6,000円を限度として、1回のみ助成。

年 度	予算額	実 績
平成28年度	300千円	

(3) 乳幼児等医療費助成

- 目 的 乳幼児等の保護者に対し、乳幼児等に係る医療費の一部を助成することに より、乳幼児等の保健の向上を図り、乳幼児等の福祉の増進に寄与する。
- 内 容 町内に住所を有する乳幼児等で、満15歳になる年度末までの方を対象に 医療費を助成。

補 助 町単独補助(道補助の上乗せ)

道補助は就学前の入院、通院の補助、小学生は入院のみ助成。 保護者の所得制限あり、住民税課税世帯は1割負担。

扶助費 平成27年7月までは3歳未満及び住民税非課税世帯は自己負担なし。 住民税課税世帯は1割負担あり、保護者の所得制限あり。

平成27年8月より住民税課税世帯の1割負担分を償還払いにし、保護者の所得制限はなし。併せて重度・ひとり親対象の中学生までの課税世帯1割分を償還払いで乳幼児等医療費から支出。

年 度	予算額	実績	
平成25年度	21,400千円	14,090千円	
平成26年度	21,400千円	16,460千円	
平成27年度	32,883千円	20,960千円	
平成28年度	21,400千円		

■ 子ども課

(1) 保育料多子世带軽減支援

目 的 多子世帯、ひとり親世帯等への負担軽減を図る。

対象 平成28年度より第1子の年齢制限を撤廃。多子世帯は第2子を半額、 第3子以降は無料とし、ひとり親世帯等は第1子以降無料とする。

実績 平成28年度入園世帯数(こども園、中士幌、川西)134世帯

- ·多子世帯~第2子半額世帯~54世帯 第3子以降無料世帯~31世帯
- ・ひとり親世帯等~第1子以降無料世帯~15世帯

(2) 一時保育促進事業助成金

目 的 保護者のリフレッシュや通院等など家庭で保育できない子どもを預かる。

対 象 1歳以上で未就園児

委託先 社会福祉法人 温真会

事業費 450千円

補 助 国・北海道からの補助(1/3)

利用料 400円/hr (兄弟は半額)

利用日等 月曜日~金曜日 9:00~16:00

週3日、月12日以内(3日前までに予約が必要)

利用延べ人数 平成27年度~135人

平成26年度~112人

平成25年度~ 18人

(3) 病後児保育

目 的 保護者が就労等している場合において、子どもが病気の「回復期」であり、 かつ、集団保育が困難な期間に保育所等において、病気の子どもを一時的に 保育する。

経過等 ファミリーサポートシステムにおいて、病後児の子どもを保育できる方(援助会員)を募集したところ、3人の応募があり、日祝日であれば援助会員宅での保育は出来るとの事であったが、保護者の就労等により平日を原則としている事から実施には至っていない。

今後、公共施設等を利用する事を含めて検討し、ファミリーサポートシステムでの病後児保育を取り進めていきたい。

(4) 病児保育

目 的 保護者が就労等している場合において、子どもが病気の「急性期」で、集 団生活が困難な児童を保育する。

経 過 音更町では、現在、豊川病院が実施しているので、財政面を含めて協議中である。

■ 旭川NPOサポートセンター

【旭川NPOサポートセンターの目的・設立経緯】

特定非営利活動法人旭川NPOサポートセンターは、旭川及び北海道北部地域のNPO活動の推進、市民団体相互の連携(情報の共有化や業務提携など)、社会的地位の向上を図るため 2000 年 6 月に認証を受けた、民設民営のNPOである。

役員 理事長、監事(1人)、理事(5人)

- ◆上川中部圏域緊急サポートネットワーク事業 (上川中部こども緊急さぽねっと)
 - ① 「緊急サポートネットワーク事業」とは (資料本文抜粋)

仕事と育児を両立させている人が増えている一方で、子どもの病気や、急な残業、 出張等が生じた時の対応で悩む家庭は少なくありません。特に核家族や一人で子育 てをしている人にとっては、「いざという時の備え」を用意しておくことは難しいこ とです。

このような現状を改善するために、厚生労働省では各都道府県に一つの運営団体を選定し、「緊急サポートネットワーク事業」を実施してきました。北海道はNPO法人北海道子育て支援ワーカーズが委託を受け、NPO法人旭川NPOサポートセンターも道北センターとして2006年から実施してきました。

しかし、厚生労働省は「緊急サポートネットワーク事業」を 2008 年度で廃止し、 2009 年度からは、市町村で行っているファミリーサポート事業を拡充することで「安心して育児をしながら働き続ける環境の整備」を行うことを各自治体に要請しました。

2005年~2008年度実施

目的 ①労働者が安心して育児等をしながら働き続ける環境の整備

- ②労働者の失業予防
- ③雇用の安定を図る

2009 年厚生労働省事業廃止→各自治体での基盤整備事業

同時に病児・緊急対応強化事業に移行

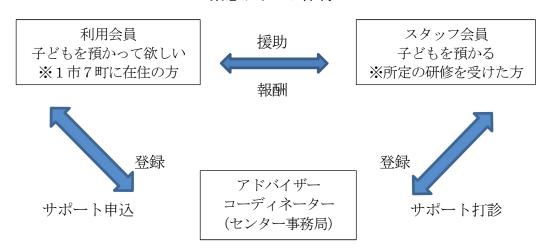
旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町の 1市7町は自治体の事業として取り組む

2009 年4月~「上川中部こども緊急さぽねっと」事業を開始 旭川NPOサポートセンターが委託運営

② 「上川中部こども緊急さぽねっと」とは

「上川中部こども緊急さぽねっと」とは、宿泊を含め臨時的・突発的なニーズに、 予め登録している地域の人が子どもを預かる事業で、子どもを預かって欲しい「利用 会員」と、子どもを預かる「スタッフ会員」の橋渡しを行うことにより、地域の子育 て支援・児童の福祉の向上を図ることを目的としている。

緊急サポート体制



会員同士の相互援助活動

会員について

利用会員 ⇒1市7町に在住の方で、0歳から小学6年生のお子さん

スタッフ会員 $\rightarrow 1$ 市 7 町に在住の方で、旭川NPOサポートセンターの実施する 講座を修了した方

• 利用料金

	利用時間	利用料金
病児・病後児預かり	7 時 30 分~18 時	1,000/1時間
一般預かり	18 時~23 時	1,200/1 時間
完 当	保育園・学童終了時か	3歳以上10,000円
宿泊	ら登園・登校時まで	3歳未満12,000円

※旭川市、鷹栖町、東神楽町、東川町、比布町の方は助成制度がある

・援助活動について

「家庭で安静にしている必要がある」「家で安静にしていればいい」と医師が判断した場合の家庭看護(ホームケア)

◇病児・病後児の預かり

ステップ1⇒病院に受診済み

ステップ2⇒病院に未受診(スタッフが受診に付き添い預かる)

ステップ3⇒保育園等に迎えに行き病院受診後預かる

◇元気な子の預かり

急な残業等により保育者が対応できない時の送迎と預かり

◇宿泊

急な出張や、夜勤などにより保育できない時の預かり

登録会員と利用状況の動向

(平成28年3月末現在)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
利用会員	593 件	764 件	962 件
スタッフ会員	126 件	135 件	147 件
利用件数	555 件	650 件	863 件

■ 鷹栖町の子育て支援について

~安心して子育てができる「あったかす」なまちづくりを目指して~

◆子育て支援センター(妊娠・出産・乳幼児期)

【目的】

子どもたちが心身ともに健やかに成長し、お母さん、お父さんが安心して子育てを 楽しみ、充実した時間を過ごせるように必要な支援を実施

【施設概要】

- □鷹栖地区子育て支援センター「ぽこ・あ・ぽこ」=町営
- □北野地区子育て支援センター「カンガルー組」=私立幼稚園へ委託

【事業内容】

- ・みんなで遊ぼう~子ども同士の触れ合いの場、お母さん同士の交流の場
- ・子育て相談 ~育児のことで気になること、困っていることなどの相談の場
- ・はいはい広場 ~赤ちゃんとお母さんの触れ合い遊び、絵本の紹介などの場
- ・ゆりかごの日 ~大勢の中は少し苦手を感じる親子がゆっくりと過ごす場
- ・在宅支援 ~保健師や保育士がお宅に伺い、お子さんの成長を見守る
- ・絵本の貸し出し~赤ちゃん絵本や育児に関する本などの貸し出しを行う

◆保育園 (就学前期)

【施設概要】

- □町立鷹栖保育園(定員90人): 園児数75人(平成28年4月1日現在)
- □町立北野保育園(定員 90 人): 園児数 73 人(平成 28 年 4 月 1 日現在)

【保育(サービス)内容】

- (1)通常保育
- (2)0歳児(生後4ヶ月~)保育 ※鷹栖保育園のみ
- (3)延長保育(利用料 2,000 円/月額、300 円/日額)

【朝】7:30~8:00【夜】18:00~18:30

【朝】7:00~7:30【夜】18:30~19:00 ※北野保育園のみ

- (4)一時預かり保育(利用料 1,500 円/日額、週 3 日または月 12 日以内) 保護者の通院や急な用事、育児の負担軽減を目的とした保育サービス
- (5)病後児保育(利用料 1,500 円/日額) ※対象は5歳まで 病気回復期にあるお子さんで、集団保育が困難な場合(期間)の保育サービス

【保育料の負担軽減】

□第3子以降保育料等補助制度(平成28年度~国の新制度の適用を受けない世帯) 保護者と生計を同一にする子どもが3人以上の世帯において、保育園に通園する 第3子以降の保育料について、半額を補助

◆子育て支援相談室(妊娠・出産・乳幼児・就学前期)

【子育て(発達)相談にかかる課題】

- ・相談窓口が複数存在(子育て支援センター、保育士、保健師など)していた。
- ・相談窓口となった担当者が、それぞれ対応していたため、十分な情報共有が図られていなかった。
- ・乳幼児検診のほか、保育園などの集団生活の場において、支援を必要とする(思われる)子どもが増加傾向にあり、保護者への伝達の仕方・対応に苦慮していた(専門性や保護者の理解が必要)。
- ・行政と学校の連携体制の構築が必要であった。
- 【専門相談員を配置した相談室の設置】 鷹栖地区子育て支援センター内に設置 子どもの成長や発達、子育てに関する相談にきめ細かく対応するため、子育て支援 に関する総合窓口を設置し、子どものライフステージに応じた支援体制の強化を図る。
 - (1)相談機能の強化

専門相談員を配置し、「わかりやすく、相談しやすい」体制を整備する。

(2)相談内容に応じた支援

専門相談員が中心となり、保健師等と連携を図りながら、横断的な相談体制づくりを行い、子どものライフステージに応じた効果的な支援(つなぎ)を実施する。

(3)早期発見による適切な支援

支援を必要とする子どもや保護者への専門的な助言を行い、成長の遅れなど支援を必要とする子どもの早期発見に努め、子どもや家庭への適切な支援を通じて生活環境の安定を図る。

◆放課後児童クラブ (学童期)

【目的】

小学校に通う児童(6年生まで)の放課後や学校休業日の安心安全な生活の場を与え、 児童の健全な育成とともに、保護者の子育てと仕事の両立を支援する。

【施設概要】学校区:2校区

- □鷹栖地区(2施設)
 - ①なんたらもっち(公設民営: NPO法人「なんたらカンタラ」)
 - ②タンタラモッチ(公設民営: NPO法人「なんたらカンタラ」)
- □北野地区(3施設)
 - ①カンタモッチ(公設民営: NPO法人「なんたらカンタラ」)
 - ②ちびカンタラモッチ(公設民営: NPO法人「なんたらカンタラ」)
 - ③アフタースクールみのりっ子(私立幼稚園運営)

【利用(登録)状況】

鷹栖地区=54人 北野地区=148人

◆その他の取り組み

□子ども医療費の助成(乳幼児・就学前・学童期) 中学3年生(満15歳に達する日以後の最初の3月31日)までの子どもの入院・通院に かかる医療費を全額助成(医療費無料化)

□こども緊急さぽねっと利用料の助成(乳幼児・就学前・学童期)

子育でにおける突発的な保育(預かり)ニーズに対し、あらかじめ登録をしている地域の「スタッフ会員」が、自宅などで子どもを預かる上川中部こども緊急さぽねっと(旭川市を含む1市7町連携事業)の利用料の半額を補助(対象:0歳~小学6年生)

第6 所感

本町で実施している子育て支援施策の6事業を重点に調査を実施した。施策の多くは 国・道の制度によるものであるが、本町が上乗せで支援を行っている事業や、単独の事業 も実施されており、利用者も年々増加している状況である。その中で、特定不妊治療費助 成については道の補助が開始される前からの取り組みであり、産後・1ヶ月児健康診査費 助成については道内でも実施している自治体が少ない中での事業であり、充実していると の評価ができる。

しかし、病児・病後児保育については、ファミリーサポートシステムにより病後児保育の実施を予定したが、利用者が安心して預けることができる体制が整わず実施に至っていない。当面は、音更町の豊川病院が実施する病児保育を利用できるよう検討中であるが、移動距離や利用経費等、保護者の負担を考慮すると、早急に士幌町として国保病院や認定こども園など関係機関と協議し、事業を立ち上げるよう検討すべきである。

NPO法人旭川NPOサポートセンターでは、2006年から厚生労働省が実施する「緊急サポートネットワーク事業」の道北センターとして事業を実施してきた。しかし、厚生労働省は2008年度で事業を廃止し、2009年度から市町村で行っているファミリーサポート事業を拡充することで「安心して育児をしながら働き続ける環境の整備」を行うことを各自治体に要請した。これを受けて、1市7町(旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町)は自治体の事業として、NPO法人旭川NPOサポートセンターに「上川中部こども緊急さぽねっと」事業として、委託し運営を行っている。利用会員とスタッフ会員は登録制で、サポートセンターは会員同士の相互支援活動のアドバイザー兼コーディネーターを行っている。スタッフ会員はサポートセンターが実施する講座の修了者が登録しており、利用会員の安心・安全に配慮されている。

鷹栖町では、子育て支援センター(鷹栖地区と北野地区)を中心に妊娠・出産期から乳幼児期の切れ目のない支援を行っている。鷹栖地区の子育て支援センターは町立鷹栖保育園に接続されており利便性に配慮され、特に、就学前の保護者のニーズに応じた安心・安全な保育サービスの充実を目的に、一時預かり保育、病後児保育も行っている。また、今年度からは子育て支援に関する総合窓口として子育て支援相談室を設置し、子育て(発達)相談にも対応している。

子育て支援施策は、人口減少に歯止めをかけるべく重点課題のひとつであるが、本町の子育て支援施策は幅広く事業が実施されており、多くの子育て世代が利用しているところである。しかし、病児・病後児保育については、女性の社会参加が進み、仕事と育児を両立させている人が増えている一方で、子どもの病気時や、急な残業、出張等が生じた時の対応で悩む家庭も増加している。今後、制度上の条件を満たすために何が必要なのかを整理するとともに、関係機関との連携により事業が実施できることを強く望むものである。

また、子育て支援施策を担当する部署が複数であり、情報や問い合わせ、相談窓口が一元化されることで、子育て支援サービスの充実が図られると思われるので、併せて検討を望むものである。